

○浜松医科大学における教育の質保証に関する要項

(令和2年12月2日要項第37号)

(目的)

第1条 この要項は、国立大学法人浜松医科大学自己評価規則（平成18年規則第2号）第9条に基づき浜松医科大学（以下「本学」という。）における教育の質保証に係る実施体制等について、必要な事項を定めるものとする。

(責任体制)

第2条 教育の質保証に係る責任体制は、別表のとおりとする。

(中核となる委員会等)

第3条 教育の質保証は、主として評価・労務企画室が行う。

(教育課程に関する自己点検)

第4条 別表に掲げる教育課程の責任者は、関係者の協力を得て、各責任者が所掌する教育課程が次の基準を満たしているかについて、少なくとも中期目標期間中に1回、自己点検を行うものとする。

- (1) 学位授与方針が、具体的かつ明確であること。
- (2) 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること。
- (3) 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること。
- (4) 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態及び学習指導法が採用されていること。
- (5) 学位授与方針に則して、適切な履修指導及び支援が行われていること。
- (6) 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること。
- (7) 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業及び修了判定が実施されていること。
- (8) 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること。

(教育課程に関する評価)

第5条 評価・労務企画室長は、関係委員会等及び学務課の協力を得て、前条各号及び次の事項について、少なくとも中期目標期間中に1回、評価を行い、その結果を教育課程の責任者に伝達する。

- (1) 学位授与方針が大学等の目的に即して定められていること。
- (2) 教育課程方針が大学等の目的及び学位授与方針と整合性をもって定められていること。
- (3) 学習成果の達成が授与する学位に相応しい水準になっていること。

2 評価・労務企画室長が必要と認める場合、第1項に定める評価の一部又は全部を評価・労務企画室に代えて国立大学法人浜松医科大学評価・労務企画室規則（平成26年規則第10号）第7条に定める委員会において行うことができる。

(施設設備、学生支援及び学生受入に関する自己点検)

第6条 別表に掲げる施設設備、学生支援及び学生受入の責任者は、それぞれ関係者の協力を得て、それぞれの諸活動について、少なくとも中期目標期間中に1回、自己点検を行うものとする。

(施設設備、学生支援及び学生受入に関する評価)

第7条 評価・労務企画室長は、関係委員会等及び関係各課の協力を得て、施設設備、学生支援及び学生受入について、少なくとも中期目標期間中に1回、評価を

行い、その結果を各責任者に伝達するものとする。

- 2 評価・労務企画室長が必要と認める場合、第1項に定める評価の一部又は全部を評価・労務企画室に代えて国立大学法人浜松医科大学評価・労務企画室規則（平成26年規則第10号）第7条に定める委員会において行うことができる。

（改善）

第8条 教育課程、施設設備、学生支援及び学生受入の責任者（以下「各責任者」という。）は、自己点検及び評価の結果を踏まえ、それぞれ関係者の協力を得て各責任者が属する委員会等において、改善計画を検討し作成の上、了承を得る。

- 2 改善計画は、それを了承した委員会等の責任において、実施する。
- 3 各責任者は、改善状況を随時確認し、必要に応じて関係者に対処方法を指示するとともに、一定期間ごとにその結果を評価・労務企画室長に報告するものとする。

（関係者からの意見聴取）

第9条 各責任者は、教育の質を保証するため、教育課程、施設設備、学生支援及び学生受入について、次の関係者に定期的にアンケート等を実施して意見を聴取する。

- (1) 学生
  - (2) 卒業生及び修了生
  - (3) 前号の主な雇用者
  - (4) その他、必要と認めた者
- 2 各責任者は意見聴取した結果をそれぞれの自己点検に活用し、評価・労務企画室長はそれぞれの評価に活用するものとする。

（雑則）

第10条 この要項に定めるもののほか、教育の質保証に関し必要な事項は、学長が別に定める。

#### 附 則

この要項は、令和2年12月2日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

別表（第2条、第4条及び第6条関係）

責任の別	責任者	負う責任
統括	学長	評価の責任者からの報告に対して、改善指示を行うこと。
評価	評価・労務企画室長	評価結果を関係する責任者へ伝達すること。 重大な問題があった場合は、直ちに学長に報告すること。
教育課程	医学部 ：教務委員会委員長 大学院修士課程 ：大学院修士課程部会長 大学院博士課程 ：大学院博士課程部会長 大学院博士後期課程 ：大学院光医工学共同専攻運営委員会委員長	自己点検を行うこと。 自己点検及び評価の結果を踏まえ改善を行い、その結果を評価の責任者に報告すること。 自己点検の結果により、重大な問題があると判明した場合は、直ちに評価の責任者に報告すること。

施設設備	施設・環境マネジメント委員会 委員長
学生支援	医学部 ：学生委員会委員長 大学院修士課程 ：大学院修士課程部会長 大学院博士課程 ：大学院博士課程部会長 大学院博士後期課程 ：大学院光医工学共同専攻運営 委員会委員長
学生受入	医学部 ：入学試験委員会委員長 大学院修士課程 ：大学院修士課程部会長 大学院博士課程 ：大学院博士課程部会長 大学院博士後期課程 ：大学院光医工学共同専攻入試 委員会委員長